

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 目的規定の適正化

この法律の目的について、「原子力事業の健全な発達」を「原子力事業の健全性の確保」に改めること。

(第一条関係)

二 国の責務の明確化

国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、この法律の目的を達成するため、万全の措置を講ずるものとする。

(第一条の二関係)

三 原子力事業者の無過失責任の例外事由の適正化

原子力事業者の無過失責任の例外事由について、「異常に巨大な天災地変」を「過去に経験したことの無い異常に巨大な天災地変」に改めること。

(第三条第一項ただし書関係)

四 原子力事業者の和解案の受諾

原子力事業者は、原子力損害賠償紛争審査会から提示された和解案について、相手方当事者が受諾しない場合、一定期間内に訴訟が提起された場合等を除き、これを受諾しなければならないこと等とすること。

五 検討

1 政府は、速やかに、国内外の保険市場の動向、原子力事業者の事業環境の変化、原子力発電所等での事故発生危険性に対する評価等を踏まえ、賠償措置額の引上げについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 1に定めるもののほか、政府は、この法律の公布後五年以内に、原子力事業者の株主その他の利害関係者の責任の在り方、原子力損害賠償制度における国の措置の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第九条関係)

六 その他

その他所要の規定を整理すること。